

洞爺湖有珠火山マイスター制度（案）



平成20年3月

いぶり火山マイスター検討委員会

はじめに

この「洞爺湖有珠火山マイスター制度」は、西胆振地域が有珠火山と共生するための「人づくりの仕組み」として、北海道胆振支庁が呼びかけて設置した有識者や関係機関等による検討委員会が作成したものです。

今後、この制度に基づく試行運用を行い、さらに検討を重ねて、本格実施に向け、よりよい形に仕上げて行くこととしていますが、最終的な制度の構築や継続的な運用に当たっては、何より地域住民の理解と参加が必要です。

この制度が、火山と共生する「人づくり」を広げる契機となることを期待します。

いぶり火山マイスター検討委員会

委員長 岡 田 弘

目 次

第1 洞爺湖有珠火山マイスター制度の目的	1
1. 制度の背景とねらい.....	1
2. 制度の特徴.....	1
第2 洞爺湖有珠火山マイスターとは	2
1. 洞爺湖有珠火山マイスターに期待する役割.....	2
2. 洞爺湖有珠火山マイスターに期待する能力.....	2
第3 洞爺湖有珠火山マイスターを認定する	5
1. 洞爺湖有珠火山マイスターになるためには.....	5
2. 制度の発展に向けた将来的な検討の視点.....	8
第4 洞爺湖や有珠火山について学ぶ場を設ける	10
1. 洞爺湖有珠火山マイスター養成講座（主催講座）の実施.....	10
2. 洞爺湖有珠火山マイスター養成講座（連携講座）の実施.....	11
第5 洞爺湖有珠火山マイスターが活動する環境を整える	12
1. 洞爺湖有珠火山マイスターについて知ってもらう.....	12
2. 地域防災リーダーとしての活動を支援する.....	12
3. 立ち入り規制区域への入域要件に洞爺湖有珠火山マイスター制度を位置づける.....	12
4. 質の高い火山ガイドとしての活動を支援する.....	13
5. エコミュージアム構想との連携.....	13
6. ジオパーク登録活動との連携.....	13
7. その他.....	13
第6 運営体制を整える	15
第7 平成20年度における制度の推進方針	16
1. 平成20年度における制度の運営体制について.....	16
2. 制度の試行について.....	16
3. 平成20年度の主な検討課題について.....	17
参考	
Q & A.....	18
用語解説等.....	20
いぶり火山マイスター検討委員会（設置経過、検討経過等）.....	22

第1 洞爺湖有珠火山マイスター制度の目的

1. 制度の背景とねらい

20～30年周期で噴火する有珠山のある西胆振地域は、火山との共生が大きなテーマとなっており、地域に暮らす人が火山の特性を正しく理解することや、噴火の記憶や災害を軽減する知恵などを次世代に引き継いでいくことが大切です。

そのため、この地域では、官民を問わず様々な人たちが「学び」や「伝え」のリーダー役となって、火山と共生するための努力を積み重ねてきましたが、現状は、地域住民の有珠火山に対する理解は必ずしも十分とは言えず、2000年噴火の記憶についても風化の兆しが見られるところです。そして、こうした状況は、次なるリーダー役の担い手育成があまり進んでいないため、さらに悪化することも懸念されます。

このような状況の中、息の長い取り組みを要する人材の育成に当たっては、絶やさず続ける「人づくりの仕組み」が必要と考え、洞爺湖有珠火山マイスター制度を構築することとしたものです。

この制度のねらいは、洞爺湖や有珠火山地域の自然や特性について正確な知識を有する人に「**洞爺湖有珠火山マイスター**」という「**地域限定の称号**」を与え、次なる噴火に備えた地域防災のリーダーとして育成し、地域防災力の向上を図るとともに、平時においては貴重な地域資源である洞爺湖や有珠火山地域の魅力発信にも活かしていこうとするものです。

2. 制度の特徴

(1) 火山マイスターの名称

有珠火山は、洞爺カルデラの南壁上に生じた火山であることから、有珠火山を正しく知るためには、洞爺カルデラを含めた地域全体について学ぶことが大切です。

そのため、この制度においては、学びや活動の範囲を「洞爺湖や有珠火山地域」と想定し、火山マイスターの名称を「洞爺湖有珠火山マイスター」としています。

(2) 2層構造

この制度を地域に根付かせていくためには、火山と共生する地域の防災リーダーを育てる取り組みのほか、有珠火山に対する興味や関心をたくさんの人に持ってもらうような、裾野を広げる取り組みも重要です。そのため、この制度は、地域の防災リーダーとしての「洞爺湖有珠火山マイスター」と、裾野の部分に当たる「洞爺湖有珠火山サポーター」の2層構造としています。

(3) 実践主義・現場主義

「洞爺湖有珠火山マイスター」には、知識や経験などを生きた形で伝える実践的能力を持ち、地域で実践活動を行うことを期待しています。そのため、養成講座等でのフィールド活動の重視や、認定審査において、筆記試験ではなくフィールド審査の手法を取り入れるなど、現場主義・実践主義の仕組みとしています。

第2 洞爺湖有珠火山マイスターとは

1. 洞爺湖有珠火山マイスターに期待する役割

(1) 期待する役割

洞爺湖有珠火山マイスターには、洞爺湖や有珠火山地域の自然や特性についてしっかりと学び、正しい知識、噴火の記憶や災害を軽減する知恵、経験などを、次世代や地域内外の方々に向けて自らの言葉で語り継いでいく役割を期待しています。いわば、知識や経験などを生きた形で伝えていく「学びと伝えの実践者」といえます。

(2) 考えられる活躍イメージ

「学びと伝えの実践者」といえる洞爺湖有珠火山マイスターの活動は、防災面、観光面など、次に例示するようなさまざまな場面が考えられます。

① 防災面

- ア 地域の防災活動に対する助言・協力や、防災講演会などの講師
- イ 地元で開催される登山学習会や子ども向け火山学習会などの講師やサポート
- ウ 有珠火山防災会議協議会と連携した、立ち入り規制区域内での防災教育

② 観光面

- ア より学びたい者の知的好奇心を満たしたり、体験型修学旅行に対応した質の高い火山ガイド
- イ エコミュージアム構想やジオパーク推進に係る地域活動の担い手
- ウ 有珠火山に関する魅力を正しく発信するための観光パンフや施設の案内板の改善、助言

2. 洞爺湖有珠火山マイスターに期待する能力

洞爺湖有珠火山マイスターとは、洞爺湖や有珠火山地域の自然や特性について正しく理解し、地域に貢献しようとする熱意や行動力、この地域と有珠火山との共生についての理想や考え、常に知識や技術を高めようとする向上心を持って、次なる噴火に備えた地域防災のリーダーとなりうる者です。豊富な知識や経験に基づいて適切に、誇りを持って活動することが期待され、さらに、知識や経験などを生きた形で伝える実践的能力も求められます。具体的には、次の(1)～(3)に示す資質、知識、技能が期待されます。

なお、「洞爺湖や有珠火山地域の自然や特性」とは、洞爺湖や有珠山のおいたちや有珠山の火山活動に関することのほか、有珠山を含む洞爺湖周辺地域の動植物に関することを含みます。

(1) 次なる噴火に備えた地域防災のリーダーになる意欲や熱意の持ち主であること

- ① この地域に貢献しようとする熱意や行動力を持っている者であること。

有珠火山や地域の自然について正しく伝える活動などを通じて、将来の噴火災害の減災やこの地域の観光振興に貢献しようとする熱意や行動力があること。

- ② この地域と有珠火山との共生についての理想・考えを自ら持っている者であること。

有珠火山との共生の方策やそのために果たすべき役割などについての理想や考えを自ら持っていること。

- ③ 知識や技術を高めようとする向上心を持っている者であること。

有珠火山や地域の自然についての知識とガイド技術・能力をより高めるため、自ら学習しトレーニングに精進しようとする意欲を持ち続けていること。

- ④ 有珠火山や地域との関わりの経験や体験がある者であること。

地域の登山学習会などへの参加や火山ガイド経験、語り継ぐべき貴重な噴火災害の体験など有珠火山や地域との関わりが豊富であること。

(2) 洞爺湖や有珠火山地域の自然や特性について正しく理解し、伝えることができる者であること

- ① 洞爺湖や有珠火山地域の自然や特性について正しく理解している者であること。

ア 洞爺湖や有珠山のおいたちや特徴

洞爺湖や有珠山の地形・生い立ち、他の火山と比較した有珠山の特徴などについて理解していること。

イ 有珠山の噴火の仕組みと噴火の歴史

噴火の仕組みや噴火の経緯・歴史、有珠山に特徴的な噴火や関連現象としての火山灰・軽石、火砕流・火砕サージ、溶岩ドーム、火山ガス、地熱活動、泥流、地殻変動、火山体崩壊、岩屑なだれ、火口などの用語やミマツダイヤグラムなどについて理解していること。

ウ 有珠山の火山活動による恵みとそれを活用した取り組み

有珠山の火山活動による恵み（温泉・観光、恵まれた土壌・漁場、地下水）について理解していること。

エコミュージアム構想やジオパークの取り組みについて理解していること。

エ 2000年噴火について

2000年噴火のあらまし、噴火後の建物・道路・人々の暮らしの変化について理解していること。

オ 次の噴火に備えた取り組み

有珠山火山防災マップ、観測体制、火山防災の情報、避難の心得、避難先での生活、安全なまちづくりなどについて理解していること。

カ 洞爺湖や有珠火山地域の動植物など

この地域の動植物に関する基礎的知識、噴火後の植生回復の状況などについて理解していること。

- ② 野外活動に関する基礎的な知識を身につけている者であること。

ア 自然への理解・配慮、関連法令等

登山行動などで考えられる自然環境への悪影響などを知り、自然を適切に保全し利用するためのマナーやモラルについて理解していること。

この地域での野外活動に必要な自然公園法等の関連法令等の概要について理解していること。

イ リスクマネジメント

火山に特有な地熱帯をはじめ、危険な動物・昆虫（シカ、スズメバチ、キツネ、クモ）、自然現象（落雷、落石）など、野外活動に伴う様々な危険の発生要因と対応方法について理解していること。

ウ 野外安全行動に関する知識

気温と高度、体感温度、気象変化の特徴など、野外で安全に行動するための気象に関する基礎的事項を理解していること。

エ ガイド技術に関する知識

参加者に応じた対応やコミュニケーションのあり方などについて理解し、わかりやすく説明する基本話法などに関する知識を身につけていること。

(3) 洞爺湖や有珠火山地域でのフィールド活動を実践するために必要な技術を身につけている者であること

① 洞爺湖や有珠火山地域の自然や特性に関する正確な説明

洞爺湖や有珠火山地域の自然や特性について、現地で正確に説明できること。

② 気候や気象条件、参加者の特徴に対応した行動

天候の変化による行程の変更や、参加者の年齢・性別に応じた歩行速度の調節方法などを身につけていること。

③ 参加者の特徴に対応した説明内容の組み立て

参加者の参加目的、年齢、この地域との関わりの度合いなどに応じて、工夫して説明内容を組み立てることができること。

第3 洞爺湖有珠火山マイスターを認定する

1. 洞爺湖有珠火山マイスターになるためには

人づくりは、一朝一夕にできることではありません。取り組みの成果が現れるまでには10年、20年という長い時間が必要です。こうした息の長い取り組みを続け、この地域に洞爺湖有珠火山マイスター制度を根付かせていくためには、火山と共生する地域の防災リーダーを育てる取り組みのほか、有珠火山に対する興味や関心をたくさんの人に持ってもらうような、裾野を広げる取り組みも重要です。そのため、この制度は、地域の防災リーダーとしての「洞爺湖有珠火山マイスター」と、裾野の部分に当たる「洞爺湖有珠火山サポーター」の2層構造としています。

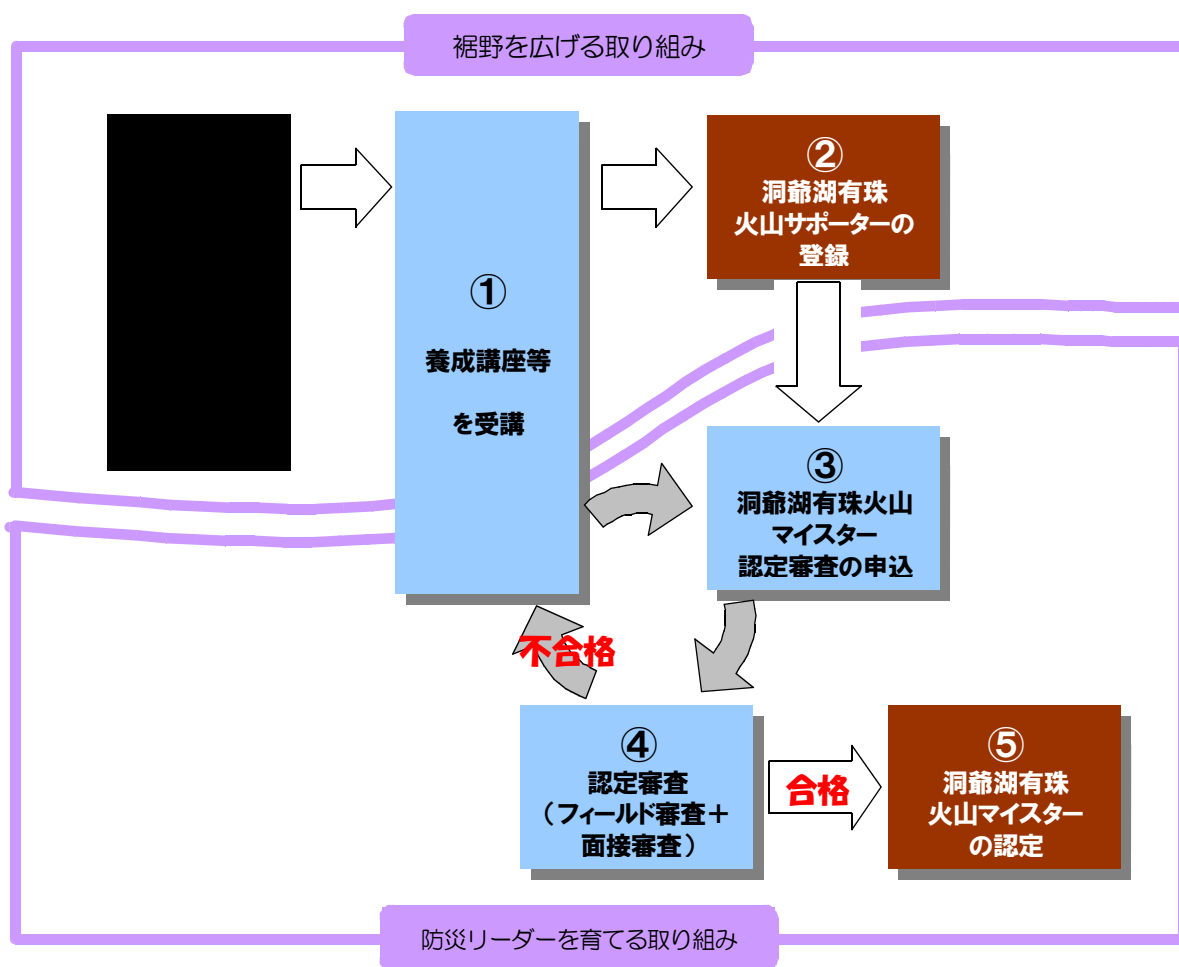
認定の仕組みは、洞爺湖有珠火山マイスターになるためには、まず、一定の養成講座等を受講し、「洞爺湖有珠火山サポーター」として登録されることが必要です。その上で、認定審査を受験し、合格した者を「洞爺湖有珠火山マイスター」に認定します。

認定審査は、フィールド審査と面接審査により行い、審査項目は資質、知識、技術の3つです。

合否は、認定審査委員会が合議制で決定し、結果は、原則として応募者に直接伝えます。また、その際、審査の経緯などについても説明し、制度運用の透明性を高めるよう努めることとしています。

(1) 制度のフロー

制度のフローは次のとおりです。



- ① 洞爺湖や有珠火山について学ぼうとする全ての人に広く呼びかけ、養成講座等や関連イベント等の開催情報を提供し、受講をPRします。
- ② ①のうち、一定の養成講座等を受講した者を「洞爺湖有珠火山サポーター」として登録します。
- ③ ②の「洞爺湖有珠火山サポーター」登録者は、「洞爺湖有珠火山マイスター」の認定審査の申し込みをすることができます。
- ④ 認定審査により合否を判断します。
- ⑤ 合格者は、「洞爺湖有珠火山マイスター」に認定します。合格しなかった場合でも、養成講座等の場を活用してレベルアップを図り、何度でも挑戦することができます。(③→④→①を繰り返して⑤をめざすイメージ)

(2) 登録・認定の要件について

- ① 洞爺湖有珠火山サポーター
ア 対象

洞爺湖や有珠火山について学ぼうとする全ての人を対象で、居住地は問いません。

イ 登録の要件

洞爺湖や有珠火山地域の自然や特性に関する基礎的な知識を習得したと認める者を「洞爺湖有珠火山サポーター」として登録します。

次に掲げる内容の必修講座を受講し、「洞爺湖有珠火山サポーター心得」を守ることを要件とします。

(ア) 有珠火山に関する基礎的な知識

(イ) 次の地域における現地学習

- a 西山山麓火口域
- b 金比羅火口域
- c 四十三山
- d 有珠山頂部

洞爺湖有珠火山サポーター心得

～火山との共生のために～

有珠山のある西胆振地域は、火山との共生が大きなテーマとなっており、地域に暮らす人が火山の特性を正しく理解することや、噴火の記憶や対策を次世代に引き継いでいくことが大切です。

私たち洞爺湖有珠火山サポーターは、この心得を守り、誇りと責任を持って行動します。

- 一、 私たちは、洞爺湖や有珠火山地域の自然や特性について自ら学び、正しく知り、伝えようとする心を持ち続けます。
- 一、 私たちは、この地域と火山との共生の方策やそのために果たすべき役割について、自ら考える努力を怠りません。
- 一、 私たちは、火山と共生するこの地域を愛し、自然を大切にすることを忘れません。
- 一、 私たちは、将来の噴火災害の軽減やこの地域の観光振興などに貢献しようとする熱意を持ち続けます。

② 洞爺湖有珠火山マイスター

ア 対象

洞爺湖有珠火山サポーターの登録者のうち、原則として伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町の1市3町のいずれかに居住している人が対象です。

洞爺湖有珠火山サポーターと異なり居住地を要件としているのは、洞爺湖有珠火山マイスターには、知識や経験、ガイド技術などを生かした地域での継続的な実践活動を行うことを期待しているからです。

イ 認定の要件

洞爺湖有珠火山マイスター認定審査に合格した者を認定します。

(3) 洞爺湖有珠火山マイスターの認定審査について

① 洞爺湖有珠火山マイスターは、前述の「第2 洞爺湖有珠火山マイスターとは」で具体的に示した資質、知識、技能を持つことが期待されており、認定審査の項目は次の3つです。

ア 資質～次なる噴火に備えた地域防災のリーダーになる意欲や熱意の持ち主であるか

- イ 知識～洞爺湖や有珠火山地域の自然や特性について正しく理解し、伝えることができるか
- ウ 技能～洞爺湖や有珠火山地域でのフィールド活動を実践するために必要な技術を身につけているか

② 認定審査項目ごとの審査の方法は次のとおりです。

ア 資質～面接審査

地域に貢献しようとする熱意や行動力、有珠火山との共生についての考え、知識や技術を高めようとする向上心、有珠火山や地域との関わりの経験や体験などについて、認定審査委員が受験者との面接により審査します。

なお、面接審査を円滑に進めるため、認定審査の申し込みの際、有珠火山との共生に関わるレポートや活動経歴書などを提出してもらいます。

イ 知識～フィールド審査

洞爺湖有珠火山マイスターには、知識や経験などを生きた形で伝える実践的能力を求めていることから、フィールド審査の中で知識の習得レベルを確認することとし、筆記試験等はいりません。

ウ 技能～フィールド審査＋面接審査

受験者に洞爺湖や有珠火山地域を実際に案内させ、説明内容の正確性、状況に応じた行動や説明内容の組み立てについて現地で審査します。また、フィールド審査は限られた時間・場所で行うため審査の範囲が限られること、天候や応募者の人数などの条件によって、審査の精度にばらつきが出るのが考えられますので、面接審査においてこれを補うこととしています。

③ 合否の決定と認定審査結果の伝え方

合否は、認定審査委員会が合議制で決定します。審査結果は、原則として受験者に直接伝え、その際に、受験者の優れた点の評価、今後取り組むべき課題の指摘、レベルアップに向けたアドバイス等も併せて行い、受験者の更なるレベルアップをサポートしていきます。

(4) 認定審査委員について

認定審査は、運営組織に設置する認定審査委員会の委員が行います。委員の選任要件は次のとおりです。

- ① 洞爺湖や有珠火山地域の自然や特性に精通していること。
- ② 洞爺湖や有珠火山地域の野外活動に関する知識・技術に精通し、現場を熟知していること。
- ③ 審査員として相応しい人材（人格・社会的評価等）であること。

2. 制度の発展に向けた将来的な検討の視点

(1) マイスターの上位資格の設定について

この制度を持続可能なものとするためには、洞爺湖有珠火山マイスターを育成したり指導するような、さらに上位資格の設定も有効な手段と考えられることから、例えば、特に優れたマイスターを「シニアマイスター（仮称）」として位置づける仕組みを将来的に検討することが考えられます。

（２） 特定の分野に精通した人材の活用について

「シニアマイスター（仮称）」のほかに、自然や野外活動などの特定の分野に関して、火山マイスターを育成したり指導するような、特定分野の資格を設定し、活用していく仕組みを将来的に検討することが考えられます。

第4 洞爺湖や有珠火山について学ぶ場を設ける

洞爺湖や有珠火山について学ぼうとする全ての人をサポートするため、洞爺湖や有珠火山に関する知識や技術を学ぶ「洞爺湖有珠火山マイスター養成講座」を運営組織が主催して行います。また、このほか、一定の条件を満たす地元の登山学習会等も「洞爺湖有珠火山マイスター養成講座」の「連携講座」に位置づけるなど、地域の関係機関と連携して知識や技術を習得する場を確保します。

この養成講座は、地域に暮らす人たちにとっては、有珠火山についての学習や交流の場として、洞爺湖有珠火山マイスターに向けた意欲や関心を高めるきっかけともなるものであり、また、洞爺湖有珠火山マイスターの認定を受けた者にとっても、更なるレベルアップを図る場として活用することができます。

なお、養成講座は、それぞれの主催者が、その都度、参加者を募集しますが、運営組織においてもホームページなどで開催のPRをするほか、運営組織に氏名を登録した方に対しては、養成講座等や関連イベント等の開催情報を個別に提供することとします。

1. 洞爺湖有珠火山マイスター養成講座(主催講座)の実施

運営組織が主催して「洞爺湖有珠火山マイスター養成講座」を実施します。この主催講座は、洞爺湖や有珠火山について学ぼうとする全ての人を受講対象で、年1回、春～夏頃の実施を目安としています。また、講座の内容は次のとおりですが、この内容は、習得すべき知識などの全ての項目を掲げたものであり、必ずしも、1回の講座で全部を学ぶものではありません。

(1) 洞爺湖や有珠火山地域の自然や特性に関する専門的な知識について(座学)

洞爺湖や有珠火山地域の自然や特性について正しく理解するための講座です。講座用のテキストには、有珠火山防災教育副読本「火の山の奏」や「有珠山地域防災ガイドブック」などを使用し、講師は、認定審査委員などが担当します。

なお、「火の山の奏」については、北海道開発局室蘭開発建設部のホームページ (<http://www.mr.hkd.mlit.go.jp>)の「河川・海岸・砂防」の頁)からダウンロードすることができます。

- ① 洞爺湖や有珠山のおいたちや特徴
- ② 有珠山の噴火の仕組みと噴火の歴史
- ③ 有珠山の火山活動による恵みとそれを活用した取り組み
- ④ 2000年噴火について
- ⑤ 次の噴火に備えた取り組み
- ⑥ 洞爺湖や有珠火山地域の動植物など



(2) 野外活動に関する基礎的な知識について(座学)

野外活動に関する基礎的な知識を身につけるための講座です。講座用のテキストには、北海道アウトドアガイド基本テキスト【基礎編】(北海道アウトドア協会発行)などを使用し、講師は、認定審査委員又は道に登録されているアウトドア資格制度に係る人材育成機関のメンバーなどが担当します。

- ① 自然への理解・配慮、関連法令等
- ② リスクマネジメント
- ③ 野外安全行動に関する知識
- ④ ガイド技術に関する知識

(3) フィールド活動について(実地)

洞爺湖や有珠火山地域でのフィールド活動を実践するために必要な技術を身につけるための講座で、原則として、現地で行います。学んだ知識の理解度を高めることもねらいとし、講師は、認定審査委員などが担当します。

- ① 洞爺湖や有珠火山地域の自然や特性に関する正確な説明
- ② 気候や気象条件、参加者の特徴に対応した行動
- ③ 参加者の特徴に対応した説明内容の組み立て

2. 洞爺湖有珠火山マイスター養成講座(連携講座)の実施

1の主催講座のほか、一定の条件を満たす地域の登山学習会や防災講演会などを「洞爺湖有珠火山マイスター養成講座」の「連携講座」として指定し、地域の関係機関と連携して、知識や技術を習得する場を確保します。

連携講座の指定は、運営組織が年度当初に行いますが、その時点で日程や内容が明らかでない学習会等については、随時追加指定するとともに、その都度、運営組織への氏名登録者に情報を提供します。

連携講座の指定要件は、1の(1)～(3)の講座内容を一つ以上含み、次のいずれかを満たす学習会等とします。

- ① 認定審査委員が案内する学習会等
- ② 認定審査委員のサポートを受た学習会等

第5 洞爺湖有珠火山マイスターが活動する環境を整える

洞爺湖有珠火山マイスター制度は、認定して終わりではなく、洞爺湖有珠火山マイスターの知識や経験、ガイド技術などを生かした活動を通じて地域に貢献することが目標です。しかし、個人の努力のみでは、活動に限界があることから、活動する環境やルールを整え、洞爺湖有珠火山マイスターの地域での活動を支援していきます。

1. 洞爺湖有珠火山マイスターについて知ってもらう

まず、洞爺湖有珠火山マイスターや洞爺湖有珠火山マイスター制度について知ってもらい、正しく理解してもらうことが、活動環境づくりの第一歩で、あらゆる機会を捉えてPRしていくことが必要です。

また、洞爺湖有珠火山マイスターの活動状況について、情報収集と共有化を図り、マイスターの活動に関する外部からの問い合わせに対応することも重要です。

2. 地域防災リーダーとしての活動を支援する

洞爺湖有珠火山マイスターは、地域の防災活動に対する助言・協力や、防災講演会や火山学習会などの講師など、防災教育のリーダーとしての活躍が期待されます。

そこで、洞爺湖有珠火山マイスターには地域の防災教育に関する情報を伝え、防災教育の主催者には洞爺湖有珠火山マイスターが実施可能な学習メニューなどの情報を伝えるなど、円滑な情報の橋渡しにより両者のマッチングを図ることが必要です。

3. 立ち入り規制区域への入域要件に洞爺湖有珠火山マイスター制度を位置づける

有珠火山地域の立ち入り規制区域への入域要件に、洞爺湖有珠火山マイスター制度との関わりを位置づけることも、洞爺湖有珠火山マイスターの活動の範囲を広げる観点で有効です。

なお、入域要件の検討に当たっては、有珠火山防災会議協議会において、地元合意を形成していくことが重要と考えられます。

(検討の視点)

- ・ 規制の目的を明確にすること。
- ・ 規制範囲の検討は、自然の保全と、危険区域の明確化という両面の観点が必要。
- ・ 規制のレベル分けも考えられる。

(考えられるルール)

- ・ 洞爺湖有珠火山マイスターの同行
- ・ 入域目的～保全、防災、教育に限るなど
- ・ 自然を保全するための制限～1回の人数や年間総数の制限など

- ・入域者の安全を確保するための制限～氏名の報告、時期や時間の制限など
- ・その他の制限～主催団体の特定、傷害保険加入やヘルメット着用の義務づけなど

4. 質の高い火山ガイドとしての活動を支援する

洞爺湖周辺地域は、年間500万人もの観光客が訪れる道内有数の観光地であり、火山との共生の歴史や噴火災害遺構、地質遺産は国際的にもユニークなものです。観光客のニーズが体験型や知的探求型に変化する中、より学びたい者の有珠火山に対する知的好奇心を刺激したり体験型修学旅行を呼び込むため、洞爺湖有珠火山マイスターは、質の高い火山ガイドとしての活躍が期待されます。

そこで、有珠火山の正しい情報や隠れた魅力を地域外に発信する役割を持つ洞爺湖有珠火山マイスターの活動を、旅行エージェントや学校関係者などに広く紹介していくことが必要です。

5. エコミュージアム構想との連携

有珠火山に関する正確な知識を伝え地域防災力を向上させようとする洞爺湖有珠火山マイスターの活動は、エコミュージアム構想の推進にも資するものです。特に「火山の恵みエリア」においては、サテライト（見どころ）における質の高いガイドとして活躍するなど、この構想を推進する「洞爺湖周辺地域エコミュージアム推進協議会」と連携して、活動の可能性を広げていくことが大切です。

【エコミュージアム構想とは？】

恵まれた自然や、縄文から続く歴史と文化など、ありのままの地域資源を展示物として活かし、地域全体を「自然博物館」としていこうというもので「火山の恵みエリア」「大地の恵みと文化エリア」「先人の歴史と海の恵みエリア」の3つのエリアからなる。

6. ジオパーク登録活動との連携

洞爺湖有珠火山マイスターの活動は、ジオパークの登録条件の一つとなっている地質遺産の保全・利用活動と重なるものがあります。今後、洞爺湖有珠火山マイスターが、防災教育の分野でジオパークの保全・利用活動を担うなど、ジオパークの登録に向けて活動する「洞爺湖周辺地域エコミュージアム推進協議会」と連携して、活動の可能性を広げていくことが大切です。

【ジオパークとは？】

ユネスコがすすめる科学的に貴重な地質遺産のある自然公園のことで、いわば「世界遺産の地質バージョン」。単に貴重な地質遺産があるというだけでなく、地質遺産を「保全」、「教育に利用」「観光に活用」して地域の活性化を目指すことが登録の条件となっている。

7. その他

- (1) 教材となる資料の収集や教材の開発

ガイド本の作成、講座テキストの作成、噴火体験のデータ化と保存などが、養成講座等のレベル

維持のため有効と考えられます。

- (2) 洞爺湖有珠火山マイスター制度のイメージマーク（シンボルマーク）や携帯カードの作成は、火山マイスターの認知度向上に効果があると考えられます。

第6 運営体制を整える

この制度を将来にわたって息長く地域に根付かせていくためには、地域に密着した持続的な活動ができる運営体制の整備が必要です。継続的な運営組織としては、地域の限られた人的資源を効率的に活用する観点から、既存の組織を有効に活用する形態が考えられます。

特に、洞爺湖有珠火山マイスターの目的には、エコミュージウム構想やジオパーク登録活動でめざしている質の高いガイド育成とも重なる部分があることから、これらの構想を推進している「洞爺湖周辺地域エコミュージウム推進協議会」が運営組織として最もふさわしいと考えられます。また、同協議会は、住民参画型の組織運営への発展をめざして検討を進めていますが、こうした動きは、地域住民の中から防災リーダーを育成しようとする「洞爺湖有珠火山マイスター制度」の考え方とも合致すると考えます。

こうしたことから、平成21年度以降は「洞爺湖周辺地域エコミュージウム推進協議会」による制度の持続的運営へとつなげていくことが理想的であり、今後、同協議会と連携して、将来の持続的な運営を見据えた制度設計に向けてさらに検討を進めることが必要です。

第7 平成20年度における制度の推進方針

平成20年度は、いぶり火山マイスター検討委員会が作成したこの「洞爺湖有珠火山マイスター制度（平成20年3月）」に基づき、養成講座や認定審査の試行などを行い、本格実施に向け、この制度をよりよい形に仕上げて行くこととしています。

養成講座や認定審査の試行などは、北海道胆振支庁が設置する運営委員会が行うこととし、そのための各種要領等を整備します。

1. 平成20年度における制度の運営体制について

(1) 運営委員会の設置について

制度検討のために設置した「いぶり火山マイスター検討委員会」を改変して、「洞爺湖有珠火山マイスター運営委員会」を設置し、次の事業を実施します。

- ① 制度の検討
- ② 平成20年度における洞爺湖有珠火山マイスター養成講座の試行
- ③ 平成20年度における洞爺湖有珠火山サポーター登録の試行
- ④ 平成20年度における洞爺湖有珠火山マイスターの認定

(2) 認定審査委員会の設置について

「洞爺湖有珠火山マイスター運営委員会」に有識者等による「洞爺湖有珠火山マイスター認定審査委員会」を設置し、次の事業を実施します。

- ① 制度の専門的な検討
- ② 平成20年度における洞爺湖有珠火山マイスターの認定審査の試行

2. 制度の試行について

(1) 洞爺湖有珠火山サポーター登録の試行

平成20年度の洞爺湖有珠火山サポーター登録の試行は、運営委員会が行います。

なお、登録書は、運営委員会の委員長名で交付します。

(2) 養成講座(主催講座)の試行

平成20年度の養成講座(主催講座)の試行は、運営委員会が行います。

なお、内容や時期、場所などの詳細は、認定審査委員会で検討し、別途定めます。

(3) 洞爺湖有珠火山マイスター認定審査の試行・認定

平成20年度の認定審査の試行及び合否の決定は認定審査委員会が、洞爺湖有珠火山マイスターの認定は運営委員会が行います。

また、認定書は、運営委員会の委員長名で交付します。

なお、認定審査の受験資格は、洞爺湖有珠火山サポーターの登録者であることを要件としていますが、平成20年度においては、制度運用の初年度であるため、「洞爺湖有珠火山サポーターと同等の知識を習得していると認定審査委員会が認めた者」を追加することとします。

3. 平成20年度の主な検討課題について

平成20年度の運営委員会における主な検討課題は、次の3つが考えられます。

- ① 養成講座や認定審査の試行などを踏まえた制度の改善
- ② 平成21年度以降の運営体制
- ③ 火山マイスターの活動環境の整備

Q&A

1. 洞爺湖有珠火山マイスターと他のガイドとはどのような関係ですか？

洞爺湖有珠火山マイスターの活動や存在が、他のボランティアガイドなどの活動を制限したり排除したりすることはありません。じっくり学びたい者や駆け足で見学したい者など、様々なニーズに合わせて、複数のガイドスタイルが地域に存在することは、むしろ、歓迎すべきことです。

今後は、洞爺湖有珠火山マイスターのPRに併せて他のガイド活動を紹介するなど、その違いや特徴をしっかりと説明していくことが大切になるでしょう。

2. 養成講座(フィールド活動(実地))で受講していない洞爺湖や有珠火山地域での活動に制限はありますか？

養成講座での受講内容が、洞爺湖有珠火山マイスターの活動範囲を制限することはありません。ただし、テキストや養成講座で網羅する内容は、あくまでも、獲得すべき技術・知識の一部に過ぎないことから、活動に際しては、事前調査をして自分なりのガイドシナリオを作成するなど準備に最善を尽くすことはもちろん、日頃から知識や技術を高めようとする向上心を持つことが求められています。

3. 資格に有効期限はありますか？

資格に有効期限は設けませんが、信用を著しく傷つける行為等により、洞爺湖有珠火山マイスターとして不適格であると認められるときは、認定審査委員会の意見を聴いて、認定を取り消すことがあります。

4. 洞爺湖有珠火山マイスターになると、観光ガイドの斡旋などをしてくれるのですか？

洞爺湖有珠火山マイスター制度は、ガイド活動を担保するものではありません。運営組織は、洞爺湖有珠火山マイスターの活動を、旅行エージェントや学校関係者に広く紹介するなどの活動環境づくりを行います。運営組織が直接的に観光ガイドの仲介、斡旋をすることは想定していません。

5. 活動に当たって、講師料やガイド料を徴収してもいいですか？

洞爺湖有珠火山マイスターの制度に講師料やガイド料等に関する制限は設けていません。したがって、主催者との合意に基づく講師料の徴収や、観光客などからのガイド料の徴収は、洞爺湖有珠火山マイスターの判断で行うことができます。ただし、洞爺湖有珠火山マイスター制度の理念や目的を踏まえ、制度の信用を損なわないよう行動することは求められます。

6. 洞爺湖有珠火山マイスターは、緊急時に避難誘導などをするのですか？

緊急時の避難誘導に関することは、原則として行政が担いますので、洞爺湖有珠火山マイスターが避難

誘導の役割を担うことは想定していません。

火山と共生するためには、噴火時には被害者になりうる住民自身が自ら理解し行動できる力量をつけ、また、平時には温泉など火山の恵みを最大限活用していくことが大切です。そのためには、地域に暮らす人が有珠火山の特性を正しく理解しなければならないという考えに基づいて、地域の防災活動に対する助言・協力や、防災講演会などの講師として、噴火の記憶や災害を軽減する知恵などを語り継いでいく役割を期待しているものです。

用語解説等

運営組織

火山マイスター制度を運営する主体のことで、継続的な運営組織については、「第6. 運営体制を整える」で検討しているところです。平成20年度については、「第8. 平成20年度における制度の推進方針」のとおり、運営委員会が行うこととしています。

運営委員会

平成20年度における運営組織のことで、名称は、「洞爺湖有珠火山マイスター運営委員会」です。火山に関する専門家や民間の活動団体、関係自治体など北海道胆振支庁長が委嘱する委員で構成し、制度検討のほか、平成20年度における養成講座の試行や洞爺湖有珠火山マイスターの認定などを行うこととしています。

認定審査委員会

「洞爺湖有珠火山マイスター」の認定審査などを行うため運営組織に設置する組織で、洞爺湖や有珠火山地域の自然や特性に精通し、現場を熟知している専門家で構成します。

平成20年度においては、運営委員会に設置し、名称は、「洞爺湖有珠火山マイスター認定審査委員会」です。火山に関する専門家を中心に北海道胆振支庁長が委嘱する委員で構成し、制度の専門的な検討のほか、平成20年度における洞爺湖有珠火山マイスターの認定審査などを行うこととしています。

認定審査

洞爺湖有珠火山マイスターの認定を希望する者が、火山マイスターに求められる資質や知識、技能のレベルに達しているか判断するため行う審査です。認定審査の実施方法は、フィールド審査と面接審査とし、認定審査委員会の委員が行います。

養成講座等

洞爺湖や有珠火山に関する専門的知識などを学ぶための学習会で、座学と実地があります。運営委員会が主催する「主催講座」と、主催講座と同等と認められた他の団体が主催する「連携講座」があります。

詳しくは「第4. 洞爺湖有珠火山マイスターへのレベルアップをサポートする」のとおりです。

主催講座

運営組織が主催して実施する養成講座等です。この主催講座は、洞爺湖や有珠火山について学ぼうとする全ての人を受講対象で、年1回、春～夏頃の実施を目安としています。

連携講座

一定の条件を満たし、主催講座と同等と認められた他の団体が主催する地元の登山学習会や防災講演会などです。受講対象者や実施方法等は、連携講座の主催者が決めます。

【検討委員会開催状況】

第1回 平成19年8月7日（火）

第2回 平成20年1月21日（月）

第3回 平成20年3月17日（月）

【専門部会開催状況】

第1回 平成19年8月7日（火）

第2回 平成19年10月26日（金）

第3回 平成19年12月3日（月）

第4回 平成20年1月21日（月）

第5回 平成20年2月29日（金）

第6回 平成20年3月17日（月）

【検討委員会等の委員、検討状況】

<http://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/tss/sesaku/kazanmaisuta.htm>